

平成28年10月3日

会員各位

岐阜県行政書士会

副会長 草野 保之

経理部長 工藤 智

日当旅費に係る源泉徴収等について（お知らせ）

平素より、本会業務に関しまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について疑義が生じたため、先般、岐阜北税務署に出向き、①本会の日当旅費については、「非課税とされる旅費の範囲ではないか。」、②マイナンバー制度の開始に伴い、「源泉徴収税額が少額であっても、マイナンバーの提出は必要なのか。」について照会したところ、後日、①『非課税（実費弁償・旅行に必要とされる費用）と考えてよい。』、②『源泉徴収していれば、金額の多寡でなくマイナンバーの提出は必要となる。』との回答を得ました。

また、すでに岐阜北税務署に納付している源泉徴収税額については、還付請求すれば還付されるとの回答も得ました。

これらの回答を受け、8月30日に緊急正副会長会（総務部長・経理部長含む）を開き、今後の本会における日当旅費の取扱い等について、協議を行い次とおり決定しました。

1. 9月1日以降の日当旅費から源泉徴収を行わないこと。
2. すでに納付している源泉徴収税額前期分（平成28年1月から6月分）については、還付請求すること。
3. 還付される源泉徴収税額は、7月から8月までの日当旅費で本会において預かっている源泉徴収税額とともに本会の雑収入で処理すること。
4. 12月の理事会において説明して、事後承認を得ること。
5. 旅費規程の見直しについては、総務部が行うこと。

これにより、すでに9月以降の日当旅費については、源泉徴収税額の記載がない旅費計算書・領収書に変更されておりますので、ご了承願います。

また、還付請求をしたこと及び源泉徴収をしなくなったことにより、ほとんどの会員の方については、源泉徴収税額が「0円」となり、個人番号提供書（マイナンバー）の提出は不要となるため、すでに本会に個人番号提供書（マイナンバー）を提出されている会員の方で、本年の源泉徴収税額が「0円」となる会員の方については、本会事務局で確認の上、責任をもって破棄させていただきますので、併せてご了承願います。

以上、お知らせ申し上げますとともに、本通知が遅れましたことを深くお詫び申し上げます。

以上